

令和5年(行コ)第30号 託送料金認可取消請求控訴事件

控訴人 一般社団法人グリーンコープでんき

被控訴人 国

(处分行政庁 経済産業大臣)

## 控訴準備書面4

令和6年2月29日

福岡高等裁判所 第3民事部亦係 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士	小 島 延 夫	
弁護士	北 古 賀 康 博	
弁護士	篠 木 潔	
弁護士	馬 場 勝	
弁護士	福 島 健 史	

控訴人は、廃炉円滑化負担金及び賠償負担金を託送料金の原価に組み込むことが許されないことにつき、大島堅一氏の意見書（甲31）を参照しつつ、以下のように補充して主張する。

## 第1 送配電事業と関係のない費用を託送料金の原価に含めることが許されないこと

### 1 日本における、電力自由化の経緯

従来、日本の電気事業は、発電・配電・送電・小売が垂直に統合された地域独占の電力会社（旧一般電気事業者）が電気を供給するという体制をとっていた。2000年3月より、特別高圧から徐々に旧一般電気事業者以外の電力会社も小売電気事業に参入できるようになっていたものの、旧一般電気事業者からの強い抵抗もあり、低圧・電灯については依然として旧一般電気事業者が独占的に電気を販売していた。電気料金の原価は、いわゆる総括原価方式で送配電部門の費用を含めて算定されていた。原価とは、電気事業にかかる営業費と事業報酬を加えた額から控除収益を控除して得た額である。

2011年の東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「福島原発事故」という。）を契機に、従来の電力供給体制の脆弱性（東日本大震災、福島原発事故により東京電力管内で計画停電が実施され、その後、全国の原子力発電所が停止する事態に陥った）と高コスト体質、原子力安全神話が問題視された。そこで、電気事業のあり方を根本から変えるために2012年2月に政府の総合資源エネルギー調査会の下に設置された電力システム改革専門委員会で電気事業のあり方が検討された。同委員会の中間報告は2013年2月にまとまり、それを踏まえて「電力システム改革に関する改革方針」が2013年4月に閣議決定された。同閣議決定の中核は、①広域系統運用の拡大、②小売及び発電事業の全面自由化、③法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保の3点である。そして、この閣議決定に基づき、電気事業法が3回にわたって改正された（第185回臨時国会、第186回通常国会、

第189回通常国会)。

こうして福島原発事故後、民主党から自民党・公明党へと政権交代がありながらも電力システム改革の方針が引き継がれ、全面的な電力自由化が目指されることとなった。その際、必須のこととされたのが小売電気事業の全面自由化と発送電分離である。電力システム改革は、広域的運営推進機関（O C C T O）設立（2015年4月）の後、電気の小売全面自由化（2016年4月）、送配電部門の法的分離（2020年）と3段階にわたって進められた。旧一般電気事業者の送配電部門は切り離され（ただし、日本では送配電部門を完全に別会社とし、資本関係も認めない体系である「所有権分離」にまでは至らず、送配電事業者は発電事業や小売事業を営むことが原則として禁じられるという「法的分離」に留まっている）、一般送配電事業者とされた。こうして発電事業に加えて小売電気事業においても、旧一般電気事業者以外の電気事業者が多数市場に参入するようになった。

## 2 自由化された市場において最も重要なことは、電気事業者間（発電事業者及び小売電気事業者）の競争条件を平等（＝競争中立）にすることであること

自由化された市場において最も重要なことは、電気事業者間（発電事業者及び小売電気事業者）の競争条件を平等（＝競争中立）にすること、そして、送配電部門を電力会社の個別利益から切り離すことである。競争条件を平等にするための基盤となるのが送配電部門である。そのため、送配電事業は許可制とされ、送配電網の建設・運用・保守、需給調整、電力使用量の把握が事業内容として定められ、発電事業や小売電気事業との兼業は禁止された。

こうして、第1に、たとえ送配電事業者が旧一般電気事業者の発電事業や小売電気事業と同一資本であったとしても、当該グループ会社間での人事異動や業務委託、資金のやり取りなどについて行為規制がかけられ、送配電事業は、発電事業や小売電気事業と切り離されて中立に営まなければならなくなつた。

第2に、競争にさらされる発電事業や小売電気事業と異なり、電気事業全体の基盤となる送配電事業の料金（＝託送料金）は総括原価方式（ただし、後述す

るよう2023年からレベニューキャップ制に移行)に基づき算定され、各送配電事業者の申請内容を国が審査、認可することになった。託送料金の決定にあたっては送配電事業に係る費用のみを原価とすることになった。発電事業者や小売電気事業者の費用を託送料金の原価に含めないのは当然のことである。

このように、送配電部門を完全分離してはじめて開かれた自由な市場に多数の事業者が参入するようになり、電気料金が市場で決まるようになる。託送供給等約款を経済産業大臣が認可するのは、何よりも送配電事業の電力市場での競争中立性を確保し、それによって発電事業や小売電気事業での競争を促し、もって「電気の使用者の利益を保護」し「電気事業の健全な発達を図る」(法第1条)ためである。経済産業大臣はこの目的を超えた決定を行ってはならない。

### 3 送配電料金（託送料金）には、当初は、原子力事業者の廃炉費用や賠償費用は含まれず、その後、送配電とは関係のない、廃炉円滑化負担金相当金及び賠償負担金相当金が原価に含められるようになったこと

2016年3月18日に、「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則」(平成二十八年経済産業省令第二十二号・本件算定規則)が定められた。このとき、託送料金は前述のように総括原価方式に基づいて算定されるようになっていた。原価は営業費用と事業報酬の合計額から控除収益を控除して得た額とされ(本件算定規則3条2項)、その原価に、原子力事業者の廃炉費用や賠償費用は含まれていなかった。

ところが、2017年9月28日に「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則」の一部改正(「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十九年経済産業省令第七十七号)」第5条)により、送配電事業と全く関係のない、廃炉円滑化負担金相当金及び賠償負担金相当金が原価に含められるようになった。

2022年11月11日の「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則」

の一部改正（「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年経済産業省令第八十二号）」第4条）に基づき、2023年4月から託送料金はレベニューキャップ制（一般送配電事業者が、国の定める指針に基づき一般送配電事業に係る事業計画及び収入の見通しについて、規制期間の5か年分を策定し、国の審査を経て収入上限として承認を受けたうえで、託送料金を設定する。そして、5年間の規制期間の終了後に、国が一般送配電事業者の経営効率化の状況等を評価し、効率化が図られていれば、事業者はその効率化努力分の半分を利益として確保できる制度）で定められるようになった。総括原価方式には事後評価がなく効率化が十分に働くなかった。そこで、効率化を促すために新たにレベニューキャップ制が導入された。

新しく導入されたレベニューキャップ制においても、廃炉円滑化負担金相当金と賠償負担金相当金は、総括原価方式の託送料金の場合と同じ扱いがされている。すなわち、廃炉円滑化負担金相当金と賠償負担金相当金は、いずれも「制御不能費用」、つまり、経営努力によって引き下げられない費用として位置付けられた。賠償負担金相当金と廃炉円滑化負担金相当金については「省令に基づき、接続供給を通じて需要家から回収してから原子力事業者に払い渡す、福島復興に必要な原子力損害賠償の備えの不足分及び円滑な廃炉を促すための費用」であり、その単価・量については「回収すべき額、期間等は省令に基づき、原子力事業者が算定し、国への申請・承認を受けたうえで通知されるものであり、効率化余地なし」と説明されている。そして、見積方法として「申請時点における最新の大蔵通知に従って、規制期間に必要となる回収額を見積もることとする」とされた（甲第34号証・託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計について、第12回 料金制度専門会合事務局提出資料（資料3）2022年3月25日 27頁）。また、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金は、期間中に変動した場合もそれに応じて変動分を調整することになっている。これは、公租公課と同じ扱いである。このことから、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金は、送配電事業と完全に無関係で

あること、そして、託送料金はその回収手段にすぎないことがわかる。

したがって、総括原価方式であれレベニューキャップ制であれ、経済産業大臣が恣意的に託送料金の原価に含める費用の項目を拡大すれば、託送料金は、需要家からカネを引き出す一種の「打ち出の小づち」のようなものになる。電力システム改革以前の総括原価方式に基づく電気料金はまさに「打ち出の小づち」のような機能を持っており、発電・送配電・小売に直接関わる費用の他に、直接関わらない費用（普及開発関係費における原発促進キャンペーン費用等）を電気料金の原価に組み込み、需要家に転嫁してきた。これは東京電力の放漫経営の遠因ともなった。

#### 4 後付けで、原発の費用を、電気料金に付け加えていくことは、原子力事業者のコスト意識を希薄にさせ、原子力事業の健全な発展を妨げ、原発の高コスト構造を作り出したこと

電力自由化以前における総括原価方式の電気料金は、原子力発電事業の費用を料金原価に後付けて追加する道具でもあった。例えば、使用済核燃料の再処理費用は、当初、再処理によって得られるプルトニウムの価値によってカバーされるとし、料金原価に含められていなかった。ところが、1981年になると「電気事業審査会料金制度部会中間報告」（1981年12月2日）において、再処理費用が当初の楽観的予想を遙かに超えて膨張することを背景に、料金原価に加えるとする方針を後になって示した。このときも、当初考慮せず後になって生じた費用について、負担の「公平」の観点から料金原価に算入するという理屈がまかりとおった。

このように、当初判明していなかった費用が突如として現れ、その後増加していくのが原発の費用の特徴である。また、その費用を当該事業者に負わせるのではなく、広く「公平」に国民負担にするのが原発の費用負担に共通して見られる特徴である。このように、「打ち出の小づち」のごとく後付けて電気料金に付け加えていくことは、原子力事業者のコスト意識を希薄にさせ、原子力事業の健全な発展を妨げ、原発の高コスト構造を作り出すこととなった。

## 5 会計学の観点から見ても、託送料金に廃炉のコストを転嫁することは競争中立性と相容れないばかりか、料金計算の要素とならない非原価項目を料金に含める不条理この上ない発想であること

特定事業者の特定発電方法（ここでは原子力発電）に特有な費用を、発電方法固有の事情によって託送料金に組み込めるようにするならば、かつての原子力優遇の総括原価方式の電気料金と同じ結果がもたらされる。すなわち、当該発電方法（原子力発電）をもつ発電事業者は、自らが負担すべき費用を負担しなくともよくなり、コスト意識が希薄になる。さらに競争的市場の中では費用負担を免れた当該事業者のみが競争上極めて有利になり、その結果、電力供給構造が歪む。

加えて、廃炉費用や賠償費用といった費用を原価に含めることは、原価計算の点からも重大な問題をはらんでいる。この点については、東京大学名誉教授の醍醐聰氏が以下のように指摘している。すなわち、「わが国の『原価計算基準』は価格計算に必要な原価資料を提供することも原価計算の主たる目的の一つとみなしているが、同基準によると原価は経営において生み出される『給付にかかるわらせて、は握されたもの』であり、『正常な状態のもとにおける経済活動を前提として、は握された価値の費消であり、異常な状態を原因とする価値の減少を含まない』と定め」「・・・経営目的に関連しない価値の減少は『非原価項目』にあたるとみなしている。」したがって「『原価』のそもそも論」から、「原子力も利用している既存の電力会社が、原子力に依存しない新電力会社に請求する託送料金に廃炉のコストを転嫁することは競争中立性と相容れないばかりか、料金計算の要素とならない非原価項目を料金に含める不条理この上ない発想である」（甲32の1・醍醐聰「廃炉コスト転嫁の不条理」『科学』第66巻11号）。このことからしても、原子力事業者の廃炉費用を託送料金の原価に含めることは原価計算の理論からも逸脱している。

なお、電力自由化の下での費用負担制度について、政府は「電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ」（2017年2月）で、アメリ

カ・ペンシルバニア州、スペイン等で電力自由化に伴い回収困難となったコスト（ストランデッドコスト）が託送料金によって費用回収されている事例を取り上げて、廃炉費用や賠償費用を託送料金に転嫁することによって回収する際に同様の論理が適用されるかのように説明している（乙37の18頁）。しかし、例えば、アメリカ・ペンシルバニア州における事例におけるストランデッドコストは、あくまで発電所の固定費を中心になっている。また、ストランデッドコストの回収方法は託送料金によるものだけでなく、発電施設の大規模売却等、考えられる多様な措置が取られている。つまり、託送料金による費用回収という制度を構築するために、政府は、他国の政策の一部を都合良く切り取って根拠にしていると言える。

## 6 小括

以上の諸点から、賠償負担金相当金であれ廃炉円滑化負担金相当金であれ、託送料金に送配電事業に関わりの無い費用を料金原価に算入することは許されない。

## 第2 廃炉円滑化負担金を託送料金に組み込むことが許されないこと

廃炉円滑化負担金は、一般送配電事業者が、接続供給の相手方から回収しなければならず、また、原子力事業者（特定原子力発電事業者）毎に廃炉円滑化負担金相当金を払い渡さなければならぬとされている（本件施行規則第45条21の11）。つまり、原子力事業と全く関係のない小売電気事業者から廃炉円滑化負担金を徴収し、徴収した廃炉円滑化負担金は全て原子力事業者に渡すということになっている。

前記第1で述べたように、託送料金はあくまでも送配電事業にかかる原価を基礎に算定されるべきものである。にもかかわらず、発電事業、特に原子力発電という特定電源の原価である廃炉費用が、「廃炉円滑化負担金相当金」として託送料金の原価に含まれている。これによって、原子力事業者の原子力発電の後始末費用が小売電気事業者から回収されている。この問題については前記

第1で述べたとおりであり、廃炉円滑化負担金を託送料金の原価とすることは電力自由化に反し、許されるべきものではない。

### 第3 賠償負担金相当金を託送料金に組み込むことが許されないこと

1 送配電事業にかかる原価を基礎に算定されるべき託送料金に、東京電力という特定事業者が発生させた被害に対する賠償費用の一部を含ませることは誤りであること

賠償負担金相当金は、一般送配電事業者が、接続供給の相手方から回収しなければならず、また、原子力事業者（特定原子力発電事業者）毎に賠償負担金相当金を払い渡さなければならないとされる（本件施行規則第45条21の8）。つまり、これによって原子力事業と全く関係のない小売電気事業者から賠償負担金相当金を徴収し、徴収した賠償負担金相当金を原子力事業者に渡すということになっている。

前記第1で述べたように託送料金はあくまで送配電事業にかかる原価を基礎に算定されるべきものである。にもかかわらず、東京電力という特定事業者が発生させた被害に対する賠償費用の一部が「賠償負担金相当金」として託送料金の原価に含まれている。これによって東京電力の賠償費用が、福島原発事故とは全く関係のない小売電気事業者から回収されている。この問題については、前記第1で述べたとおりである。

### 2 賠償負担金相当金に関する5つの問題点

これに加え、賠償負担金相当金については以下の5点の問題がある。

#### (1) 汚染者負担原則に反すること

第1に、賠償負担金相当金を託送料金の原価に組み込んで賠償に要する費用を回収することは汚染者負担原則に反する。環境汚染による被害賠償の費用は、一般に汚染者負担原則(Polluter Pays Principle)に基づき汚染者が負担することになっている。

汚染者負担原則は、1972年のO E C D勧告（環境政策の国際経済的側

面に関する指導原則についての理事会の勧告)によって提唱されたもので、汚染防除費用を汚染者が負担すべきであるとするものである。日本においては、激しい公害被害の反省を踏まえ、汚染防除費用だけでなく環境復元費用や被害救済費用についても汚染者負担原則が取り入れられた。この際の汚染者とは、「汚染物質を第1次的に排出している直接的汚染者」のことである(甲第35号証・税制調査会基本問題小委員会御説明資料 11頁)。福島原発事故に関する汚染者は東京電力に他ならない。被害救済費用を需要家(=電力消費者)に転嫁することは、かつて公害被害の反省を踏まえて被害救済費用を汚染者負担としたこととは全く正反対の措置である。

(2) 政府の説明が3つの点で誤っていること(電力自由化のもとでの電力料金の決定方法を理解していない、過去分の徴収をするものとなっていないこと、総括原価方式で決められる公共料金は他にもあるが、「過去分」と称して追加費用を現在の利用者にかけられたことはないこと)

第2に、政府は、賠償負担金の託送料金回収の制度をつくるにあたり、「万一の際の賠償への備えは、1F事故以前から確保されておくべきであったが、政府は何ら制度的な措置を講じておらず(=制度の不備)、事業者がそうした費用を料金原価に算入することもなかった」とし、「2016年4月に小売が全面自由化され、新電力への契約切替えにより一般負担金を負担しない需要家が増加していることを踏まえ、需要家負担の公平性等の観点から、1F事故前に確保されておくべきであった賠償への備え」を「過去分」と称し、「過去に安価な電気を等しく利用してきたにもかかわらず、原子力事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担していく」などと説明し(乙37の19頁)、託送料金を利用した回収を正当化している。この理屈は、少なくとも次の3点で間違っている。

まず、電力自由化の下での電気料金決定のあり方を誤って説明している。電力自由化した世界においては、十分に競争的な環境においては電気料金は

市場で決定される。賠償費用を支払わなければならない原子力事業者は、利益がその分減るだけである。

次に、「過去に安価な電気を等しく利用してきた」需要家に対して「公平」に負担を求める制度であるとしているが、託送料金の原価に組み込むことは、過去に電気を購入してきた需要家ではなく、むしろ現在及び将来の需要家に東京電力の賠償費用の負担を課すものである。

政府は「過去分」と称することによって、原発の商業運転開始から2011年までの賠償費用の積立に未払い部分があったと言いたいのであろう。すなわち、1970年～2010年の41年間の需要家が負担すべき費用であると政府はとらえている。託送料金による賠償費用の回収が始まったのは2020年10月（一部の送配電事業者でコロナ禍により1年延期して2021年10月から実施）からである。40年間にわたって「過去分」を回収するというのであるから、「過去分」を支払う需要家には、1970～2010年までの需要家のうち存命中の者だけでなく、2011年3月11日～2059年（1年延期分をカウントすると2060年）9月30日に出生した需要家も含まれる。将来、出生/死亡する需要家数も予測して考慮すべきであるから、2011～2059（2060）年生まれの需要家の数を正確に示すことはできないが、約3～4割程度の需要家が「過去に安価な電気を等しく利用して」はいないと言える。つまり、政府の理屈に従って考察すると、福島原発事故時点で未成年であった者や、まだ誕生していない者からも東京電力が引き起こした事故の賠償費用を回収することになる。このような制度が公平な費用負担制度であるとは到底言えず、正義に反する。

加えて、総括原価方式で決められる公共料金は他にもあるが、「過去分」と称して追加費用を現在の利用者にかけられたことはない。例えば鉄道運賃は、営業費用+事業報酬を原価とする総括原価方式で定められており、基本的に電気料金決定方法と同じ考え方に基づいている。このような総括原価方式の料金規制が行われている鉄道事業においても、あらかじめ予想しえなか

った事故が起こることがある。例えば、2005年に発生したJR西日本福知山線脱線事故では、福知山線塚口駅ー尼崎駅間の制限速度70km/hのところ116km/hで進入した結果、5両が脱線し、107名が死亡した。JR西日本は、その賠償費用や対策費用を支払ったが、その際、過去に安価な鉄道料金を等しく利用してきたとして現在や将来の消費者に等しく負担を求めるることはしなかったし、料金制度の改定も行われなかった。なぜなら、過去に遡って消費者に負担させたり、全く関係の無い世代に負担させたりするという考え方そのものが現代社会の商習慣に反する後付けの屁理屈にすぎず、社会通念上認められない非常識だからである。

(3) 株主、債権者を含めた東京電力の徹底した負担が第一で、それで不足する分は、民主的コントロールの下にある、租税負担が原則であること

第3に、仮に原子力損害賠償費用を国民負担とせざるをえない状況になるとする場合であっても、まずは東京電力の持つ全ての資産を売却し、必要ならば法的整理を行って、できる限り東京電力や株主、債権者に賠償費用や廃炉費用を負担させることが前提となるであろう。

それでも残る賠償や廃炉のための費用は、国会の議を経て国民が負担せざるを得なくなるかもしれない。その際は、電気料金や託送料金ではなく租税で負担すべきである。なぜなら、国民負担とするのであれば、その負担制度を民主的コントロールの下におく必要があるからである。国会の議を経る租税であれば、要する費用や税率、毎年の予算額が公開され、審議される。

これとは正反対に、今回の賠償負担金や廃炉円滑化負担を託送料金に加えるという決定は国会の議決を経ていない。実際、今回の賠償負担金や廃炉円滑化負担を託送料金に加える制度の構築にあたって、将来必要となる費用についての情報はほとんど公開されなかった。事故炉廃炉費用や賠償費用を含めて原発事故の費用負担の基本的考え方の内容を議論したのは東京電力改革・1F問題委員会（2016年10月～2017年7月）である。同委員会は非公開で開かれ、議事録も公表されなかった。龍谷大学教授の大島堅一

氏が情報開示請求により得た議事録においても、経済産業大臣、委員長、資源エネルギー庁長官、オブザーバー（東京電力社長）を除いて、発言した委員の名前が黒塗りにされている（甲第36号証・東京電力改革・1F問題委員会議事録）。同委員会委員（10人）は選挙によって選ばれた国会議員ではない。これら委員は、非公開の場で多額の費用負担を国民に強いる制度について議論する資格がないはずである。

東京電力改革・1F問題委員会では、福島原発事故によって発生する費用総額は、廃炉8兆円、賠償8兆円、除染6兆円と総額22兆円とされた。だがその費用がどのように計算されたものか、その詳細は全く明らかにされていない。結果的に国民に多額の費用負担を強いるにもかかわらず、情報が隠蔽されたままになっている。

#### (4) 制度の形成過程で非公開の場での説明は反故にされたこと

第4に、賠償負担金相当金の託送料金原価への算入に関して、資源エネルギー庁の日下部長官（当時）は、2016年12月14日の第7回東京電力改革・1F問題委員会で「月額18円程度の託送料金の引き上げになりますが、それに見合う形での合理化を各電力会社は講ずることによって総じて負担総額が増えないような形にすることも決まっています」と説明している

（甲第36号証・東京電力改革・1F問題委員会議事録 191頁）。しかし、託送料金の審査にあたって政府の電力・ガス取引等監視委員会が、この合理化分を考慮したことはない。つまり、制度の形成過程で非公開の場での説明は反故にされており、この点でも賠償負担金相当金の託送料金の原価への算入には重大な問題がある。

#### (5) 「確保されていなかった賠償の備え」は、現実には、福島原発事故の賠償金に充てられており、将来の事故の賠償の備えは、現在でもできていないこと（託送料金によって賠償負担金を回収する理由が方便に過ぎないこと）

第5に、託送料金によって賠償費用を回収する理由が、「確保されていなかった賠償の備え」があることにあるとしている。そして、その「確保され

ていなかった賠償の備え」は、現在、電力各社が毎年原子力損害賠償廃炉等支援機構に納付している一般負担金相当額である。ところが、それは「現状では、福島原発事故の賠償に係る資金に充てられている」（甲第37号証・東京電力改革・1F問題委員会 東電改革提言 21頁）。つまり、現在、将来の事故に必要な備えが確保されていない状況にある。原発事故が絶対に発生しないということは政府によって「安全神話」として既に否定されているから、政府や原子力事業者は将来の事故に必要な備えを確保しなければならない。にもかかわらず、政府も原子力事業者もこれを検討したことは一度もない。そしてもっぱら行っているのは、託送料金の原価に福島原発事故の賠償費用を組み込むことである。このことから「確保されていなかった賠償の備え」という理屈は、単に、費用負担を電力需要家に転嫁するための方便にすぎないことがわかる。

「確保されていなかった賠償の備え」という理屈が方便にすぎないことは、「確保されていなかった賠償の備え」のうち未回収部分とされる2.4兆円が、賠償費用の増加分2.5兆円とほぼ等しいことからも裏付けられる（甲第38号証・福島事故及びこれに関連する確保すべき資金の全体像と東電と国の役割。（2016年12月9日 第6回東京電力改革・1F問題委員会参考資料））。実際、「日本経済新聞」「朝日新聞」等の主要報道機関も、増額分負担のための制度として広く報道しており、消費者団体を含め、国民各層から反対の声が次々に上がった。また、電力システム改革貫徹のための政策小委員会委員長の山内弘隆一橋大学教授（当時）自身が、日本経済新聞のインタビューに「率直に言ってかなり苦しい理屈」と答えている（甲第39号証・日本経済新聞）。これは、東京電力及び原子力事業者の負担とすべきものを国民に転嫁する、およそ考えられない異例の制度であることを示している。結局のところ、託送料金の原価に賠償費用を加えたことに理論的根拠はなく、「確保されていなかった賠償の備え」という理屈は、賠償費用が増えた分を、東京電力や原子力事業者ではなく、電力需要家に転嫁す

るために作り出されたものにすぎない。

#### 第4 結語

1 以上に述べたように、廃炉円滑化負担金や賠償負担金相当金を託送料金の原価に組み込み、その結果、電力需要家に負担を転嫁することは、電力自由化の理念に反し、市場を歪める。

賠償費用を電力需要家に負担させることは汚染者負担原則に反する。また、「万一の賠償への備え」が確保されていないために託送料金の原価に組み込むのは、論理的にも現実的にも誤りであり、かつ、仮に国民負担とする場合であっても民主的コントロールが効かない最も不適切な方法である。

2 したがって、託送料金の原価に、送電事業と全く関係の無い費用を組み込み、全需要家に転嫁することは許されない。当然ながら、経済産業大臣がこのような制度を作り、さらには廃炉円滑化負担金及び賠償負担金相当金を託送料金の原価とすることを認可することは、経済産業大臣の権限を大きく逸脱するものである。

以上